

第5号議案

第1回通常総会の開催・招集について

(案)

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の設立に伴い、定款第17条第2項に基づき、第1回通常総会を以下の通り開催する。

また、定款第20条第2項に基づき、会員に対して総会招集通知を発出する。

1. 第1回通常総会の開催

(1) 日時

平成27年4月9日（木）13：30開会

(2) 場所

大田区民ホール・アプリコ大ホール
(東京都大田区蒲田五丁目37番3号)

(3) 開催案内

郵送（別紙1）および本機関のウェブサイトの掲載による

2. 拡大会議の開催について

(1) 日時

平成27年4月9日（木）10：30開会

(2) 場所

大田区民ホール・アプリコ大ホール
(東京都大田区蒲田五丁目37番3号)

(3) 開催案内

郵送（別紙2）および本機関のウェブサイトの掲載による

以 上

平成27年4月1日

会員 各位

東京都千代田区神田神保町三丁目5番地
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第1回通常総会招集のご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第1回通常総会（以下「本通常総会」といいます。）を別紙のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本通常総会にご出席いただけない場合は、同封の「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本通常総会へのご出席が難しい会員の皆様におかれましては、お手数をおかけいたしますが、後記の注意事項にご留意の上、平成27年4月8日（水曜日）17時40分までに「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、本通常総会の定足数及び議決権数を算定するにあたり、会員の皆様の資本関係を確認させて頂く必要がございます。つきましては、出席の有無にかかわらず、上記期限までに同封の「資本関係調査票」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通常総会におきましては、定足数及び議決権数の算定の事務処理上、平成27年3月31日までに広域機関の会員となるための手続を完了し、広域機関成立時点で会員としての地位を有する皆様に議決権の行使をお認めさせていただきます。

敬具

<注意事項>

- ・決議事項の議案の内容につきましては、添付の総会参考書類をご参照ください。
- ・「議決権行使書」におきましては、議案に対する賛否をご表明のうえ、平成27年4月8日（水曜日）17時40分までに到着するようご返送ください（また、所在地・名称欄への記入もお願いいたします。）。
- ・「資本関係調査票」におきましては、電気事業者に該当する親子会社やグループ会社の資本関係を記入のうえ、出席の有無にかかわらず、同封の「資本関係調査票」をご返送ください（親子会社やグループ会社に電気事業者がいらっしゃる場合のみご返送ください。また、所在地・名称欄への記入もお願いいたします。）。
- ・「議決権行使書」をご提出頂いた場合であっても、本通常総会にご出席頂いた場合には、本通常総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
- ・広域的運営推進機関設立準備組合が平成27年3月に発送した「電力広域的運営推進機関第1回通常総会のご案内及び委任状提出のお願い」に基づき、「委任状兼調査票」を既にご提出頂いた会員の皆様は、本書面に基づく「議決権行使書」及び「資本関係調査票」の提出は不要となります。

記

1 日 時 平成27年4月9日(木曜日) 13時30分
(受付開始時刻は13時00分を予定しております)

2 場 所 東京都大田区蒲田五丁目37番3号
大田区民ホール・アプリコ 大ホール

3 目的事項

(1) 決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 事業計画の決定の件 |
| 第2号議案 | 予算の決定の件 |
| 第3号議案 | 業務規程一部変更の件 |
| 第4号議案 | 監事1名選任の件 |
| 第5号議案 | 本総会にて承認された事業計画・予算及び業務規程の修正等に関する委任の件 |

(2) 報告事項

送配電等業務指針の策定

※送配電等業務指針は、本機関ウェブサイト (<http://www.occto.or.jp>) をご参照ください。

4 その他

- ・議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなします。
- ・資本関係の調査の結果を踏まえ、総会における議決権を整理させていただきます(定款第23条第3項)。
- ・**本通常総会にご出席の際は、お手数をおかけいたしますが、会場受付にて本書面をご提示のうえ、出席者様(代表者1名)の名刺をご提出ください。**
- ・広域的運営推進機関設立準備組合が平成27年3月に発送した「電力広域的運営推進機関第1回通常総会のご案内及び委任状提出のお願い」からの変更点につきましては、本機関ウェブサイト (<http://www.occto.or.jp>) をご参照ください。

※ 本書面又は総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、本機関ウェブサイト (<http://www.occto.or.jp>) の「トピックス」に掲載し、会員の皆様に周知いたします。

以上

<本件に関する問合せ先> 電力広域的運営推進機関 03-6632-0910 (代表)

総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 事業計画の決定の件

当年度の事業計画について、次のとおりになりたいと存じます。

電力広域的運営推進機関 平成27年度事業計画

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）にて示された第1段階の改革である電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とするため、電気事業法（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、平成26年8月22日に設立認可を受け、平成27年4月1日に登記し、業務を開始する。

本機関は、緊急時における電力の安定供給体制強化、全面自由化においても変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡大、電力取引の活性化といった電力の広域的な運営に関する社会的要請に応えることを使命とし、その責務を確実に果たすため、次の業務を行うこととする。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法28条の40第3号）

4月1日の本機関設立後速やかに送配電等業務指針を定め、経済産業大臣の認可を受け、その後の業務執行に万全を期す。また、今後予定されている電気の小売業への参入の全面自由化、ライセンス制の導入、広域機関による電源入札等の電力システム改革第2段階の実施に向けて、会員その他電気供給事業者の意見を踏まえながら、平成28年度に向けて送配電等業務指針の見直しを進めるとともに、必要があれば関連する業務規程変更案の策定を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

平成27年度より全ての電気事業者に対して提出義務が課せられる供給計画は、本機関が提出窓口となる。平成27年度においては、一般電気事業者及び卸電気事業者の供給計画については国が受領したものの交付を受け、また特定電気事業者及び特定規模電気事業者の供給計画については、平成27年4月に事業者より提出を受ける。これらの供給計画について取りまとめ等を行うとともに、必要に応じ意見を付して経済産業大臣に送付する。また、会員が供給計画を変更する際には、遅滞なく変更した計画を会員より受領し、必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。新たに会員となった電気事業者の供給計画についても同様に、遅滞なく受領のうえ必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。

(2) 供給計画の検討に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的前提となる全国の経済見通しを策定する。また、全国及び供給区域ごとの需要想定をとりまとめ会員に通知するとともに公表する。

また、供給計画の取りまとめの業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

3. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法28条の40第7号）

(1) 広域連系システムの長期方針及び整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系システムに係る合理的な設備形成に関し積極的な機能を果たすため、広域連系システムの長期方針の策定を進めるとともに、広域系統整備計画を策定する。そのために、専門的な知見を有する有識者等も含む広域系統整備委員会を速やかに設置する。

広域連系システムの長期方針の策定に当たっては、中長期的な需給見通しや、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、更には、既設の送変電設備の経年情報等を踏まえつつ、全国大での広域連系システムの整備及び更新に関する方向性や将来展望を整理した基本方針の策定を進める。

また、広域系統整備計画については、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系システムの整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、広域系統整備委員会において、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行うことでその策定を行う。

なお、平成27年2月に（一社）電力系統利用協議会において調整プロセスが開始された東北東京間の連系線増強案件につき、引き続き本機関に検討提起がなされた場合は、速やかに検討を行う。

(2) システムアクセスの受付

本機関は、関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、系統連系を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。また、近隣の電源接続案件の募集プロセスを行い、発電設備等の系統連系の円滑化を図る。

(3) 調整力のあり方の検討

需給バランス調整および周波数制御に必要な調整力については、長年見直しが行われていない。電力システム改革第2段階におけるライセンス制の導入、小売全面自由化による電力取引の活発化、大規模災害など稀頻度事故の対応、再生可能エネルギーの導入増加等の環境変化を見据え、調整力の今後のあり方について検討を行う。また、その検討に併せて、調整力と密接な関係にある連系線マージンのあり方の検討を行う。これらの検討のため、有識者等を含む委員会を設置する。

(4) 地域間連系線の管理

電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び

混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

平成27年度においては、システム開発が終了していないため、(一社)電力系統利用協議会が所有する給電管理システムを引き継いで運用する。

長期的な容量確保に関しては、業務規程第73条に基づき、平成27年4月以降速やかに契約の認定申し込みを受け付け、認定審査を実施する。

地域間連系線の運用容量及びマージンの設定に際しては、本機関自ら算出及び妥当性の検討を行い、それらを定める。

国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、発電設備設置者による連系線利用等の新規施策については、平成27年度より実施する体制を整える。

さらに、業務規程第82条に基づき、地域間連系線の管理について効率的かつ柔軟な運用を実現するため、また風力及び太陽光等の再生可能エネルギーの増加等を見据えて連系線を活用した広域的な周波数調整を行うためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(5) 作業停止計画の調整

調整プロセス透明性の一層の確保の観点から、点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画(以下、「作業停止計画」という。)の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

平成27年度は、平成27年3月までに取りまとめられた連系線の年間作業停止計画を(一社)電力系統利用協議会より引き継ぎ、また各エリア広域連系系統の年間作業停止計画を一般電気事業者より提出頂き、月間より短期の調整業務を実施するとともに、平成28年度の年間作業停止計画の調整及び取りまとめを実施する。

また、作業停止計画の調整業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(6) 需要家スイッチング支援

広域的運営推進機関設立準備組合が実施した「スイッチング支援システム等に関する作業会」の成果を引き継ぎ、電気の小売業への参入の全面自由化後、需要家が電気の供給を受ける電気事業者を変更する場合等に、小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の開発を進める。合わせて、当該システムを利用する業務に関する遵守すべき事業者間のルールについて、国との調整及び関係する主な会員の意見を取り入れた検討を行うとともに、取りまとめた結果を公表し、平成28年度からの全面自由化の円滑な実現を目指す。

(7) 情報通信技術の活用支援

送電システムを利用する会員等(システム利用者)の業務効率化及び電気事業の全国大での効率化に資するため、システム利用者が相互にデータを交換するための標準規格を策定する。平成27年度においては、広域的運営推進機関設立準備組合が実施したシステム利用者との協議、有識者からの意見聴取および一般への意見募集(RFC)の結果をもとに、小売電気事業者と一般送配電事業者相互間の標準規格、及び本機関に提出される各種計画の標準規格を正式に策定・公表する。

(8) 系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をインターネットウェブサイトで一般公表する。

また、広域連系系統の情報その他の情報公表内容を一層充実させるためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(9) 系統解析ツールの整備・運用

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、及び地域間連系線管理の業務を実施するために、本機関自らが具備する系統の安定性等を評価できるシミュレーション解析ツールについて、一般電気事業者の送電部門より解析に必要な系統データの提供を受け、各業務の妥当性について、評価分析、検証できる体制を早急に構築し、運用を行う。

(10) システム開発の円滑な実施

電気の需給の状況の監視、供給計画のとりまとめ、系統情報の公表、作業停止計画の調整、地域間連系線の管理などを効率的かつ円滑に実施するため、「広域機関システム」の開発を実施する。また、需要家スイッチングを支援するための「スイッチング支援システム」の開発を実施する。

広域機関システム、スイッチング支援システムとも、平成26年度に広域的運営推進機関設立準備組合においてベンダー選定を実施し、システム開発を進めてきたところである。平成27年度は、システムの開発を引き続き実施するほか、会員等との接続試験、広域機関システムにおいては現行の給電管理システムからのデータ移行を確実に実施するほか、会員その他系統利用者に対して、計画値同時同量制度実施にともなうシステム対応のフォローを実施し、平成28年4月の業務開始が滞りなく行われるようにする。

4. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

本機関業務の円滑な実施のため、会員が営む電気事業に係る次のような電気の需給の状況を監視する。

- ア 会員ごとの需要及び供給力（調整力及び予備力を含む。以下同じ。）
- イ 供給区域ごとの需要及び供給力
- ウ 日本全国の需要及び供給力
- エ 地域間連系線の潮流等

また、監視業務の向上を図るため、会員の需給に関する計画等及び一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が常時監視している情報を収集するためのシステムの開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

5. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等における安定供給の確保のため、会員の電気の需給の状況が悪化、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、連系線を介し

た下げ代不足解消業務については、平成27年度より実施する体制を整える。

6. 電気供給事業者からの苦情への対応及び紛争の解決（法第28条の40第6号）

（1）苦情への対応

電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申し出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく紛争解決機関の認証取得を目指すとともに、会員等からの申し出があった場合には、あっせん・調停の業務を行う。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第5号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

8. 附帯業務（法第28条の40第8号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程第101条において、電力需給、系統利用及び系統アクセスに関する前年度までの実績、並びに供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や系統整備に関する見通しや課題等について、年1回、報告書を取りまとめ公表することとしている。平成27年度は、平成26年度の電力需給、系統利用の実績を取りまとめるとともに、平成27年度の取りまとめ、公表に向けた調査、検討を行う。

（2）調査及び研究

本機関は、業務の改善に資するため、内外の電気事業に関する技術動向、国の諸制度等に関する調査及び研究を行う。

（3）広報

本機関業務の透明性を高めるため、また会員その他電気供給事業者業務の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

（4）災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「災害等」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、防災業務計画を策定し、これに基づき、緊急連絡体制の構築、災害等発生時の態勢等の構築、国や関係機関に対する必要な情報提供等を行うほか、災害等発生時における連絡調整業務を確実に実施するため、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備え、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い、事

業継続計画を策定する。

9. その他業務（法第28条の40第9号）

本機関業務の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。

（1）会費徴収の円滑な実施

本機関の業務開始後、会費の徴収が完了するまでの運転資金について、短期借入れを実施する。

また、会員にとっては初めての会費徴収となることから、会費納入義務の周知徹底を図るとともに、複数の口座を用意する等、会員への便宜を図り、徴収が滞りなく行われるように配慮する。

（2）ライセンス制導入に向けた移行業務

電力システム改革第2段階移行にともない、平成28年度からは取得ライセンスに応じた会員資格となる予定である。今年度の早い段階からライセンス毎の議決権の取扱いなど必要な定款及び業務規程の変更について検討する。

その上で、現会員および平成28年度から会員資格を得る発電設備設置者に対し、広く周知活動を実施し、漏れのないよう会員登録を促す。

（3）本拠点の移転及びバックアップ運用拠点整備

平成27年度業務開始当初の拠点は仮拠点であり、現在、平成28年度からの電力システム改革第2段階の業務増加に向けて本拠点の開設準備を進めている。平成28年当初に、業務継続に支障がないように十分な段取りを整えて東京豊洲への本拠点移転を実施する。

また、大阪のバックアップ運用拠点構築を進める。

（4）職員の増員

平成28年度からの電力システム改革第2段階に向けて、連系線管理業務の増加や広域運用センターの当直業務の準備のため、出向受入又はプロパー等の採用により職員を順次増員する。平成27年度末には、期首と比較して10～20人程度の増員となる見込みである。

第2号議案 予算の決定の件

当年度の予算について、次のとおりになりたいと存じます。

1. 予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の平成27事業年度収入支出予算は、別紙「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」（以下「省令」という。）第7条の規定により、平成27年事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
貸借経費	2,232	平成27年度以降10年以内	複数年にわたる貸借契約を締結する必要があるため
業務運営用機器等リース経費	420	平成27年度以降 5年以内	複数年にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	396	平成27年度以降 5年以内	複数年にわたる業務委託契約を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(経費名) 人件費

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2. 平成27年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	775,460	会費収入	3,001,311
役職員給与	659,443	会費	6,000
其他人件費	116,017	特別会費	2,995,311
租税公課	1,200	敷金戻入	17,709
固定資産関係費	716,597	短期借入金	270,000
有形固定資産取得費	297,224		
無形固定資産取得費	410,733		
修繕費用	8,640		
運営費	1,150,221		
借入金返済及び支払利息	271,284		
短期借入金返済額	270,000		
支払利息	1,284		
設立費	278,461		
予備費	95,797		
合 計	3,289,020	合 計	3,289,020

【参考事項】 収入支出予算内訳

(単位:千円)

区分	科 目	年度	内 訳
(収入)	収入合計	3,289,020	
	会費収入	3,001,311	
	会費	6,000	全会員から徴収 @10,000
	特別会費	2,995,311	一般電気事業者10社から徴収
	敷金戻入	17,709	暫定事務所(九段下ビル)閉所に伴う敷金戻入
	短期借入金	270,000	4~6月までの運転資金借り入れ

区分	科 目	年度	内 訳
(支出)	支出合計	3,289,020	
	人件費	775,460	
	役員給与	90,104	理事長 1名 理事 4名 監事(非) 2名
	職員給与	569,339	125名
	退職金繰入	11,741	確定拠出年金を含む
	法定厚生費	101,120	労働保険・健康保険・厚生年金等
	その他厚生費	3,156	産業医報酬、健康診断費用 等
	租税公課	1,200	印紙税
	固定資産関係費	716,597	
	有形固定資産取得費	297,224	事務所(豊洲ビル)内装工事 ハードウェア(スイッチング支援システム)取得費用
	無形固定資産取得費	410,733	ソフトウェア(OAシステム・スイッチング支援システム等)取得費用
	修繕費用	8,640	事務所内装等の修繕費用
	運営費	1,150,221	
	賃借料	623,502	事務所賃料 システムリース料 等
	委託費	240,635	システム保守管理 人材派遣 清掃、警備 等
	通信運搬費	95,228	通信回線使用料 事務所移転費 等
	消耗品	106,261	什器類 事務用品 印刷費 新聞書籍 等
	旅費	38,340	評議員・委員会委員の交通費 役員及び職員の出張旅費
	研修費	7,560	当直員等訓練 各種研修
雑費	38,695	評議員・委員会委員の報酬 システム関連登録料・利用料 等	
借入金返済及び支払利息	271,284		
設立費	278,461	設立準備費用	
予備費	95,797	費用の3%を計上	

第3号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の理由

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部改正を反映するためとなります。

2. 変更の内容

現行業務規程の一部を次のとおり変更したいと存じます。

電力広域的運営推進機関 業務規程変更案 新旧対照表

現 行		変 更 案	
第2章 組織及び職員	別表2-1 組織の業務分掌	第2章 組織及び職員	別表2-1 組織の業務分掌
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	(略)	総務部	(略)
企画部	(略)	企画部	(略)
計画部	(略)	計画部	(略)
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫時対応、地域間連系線の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・保守 線の運用・保守	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、地域間連系線の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、通信回線の運用・保守
運用部（広域運用センター）	(略)	運用部（広域運用センター）	(略)
紛争解決対応室	(略)	紛争解決対応室	(略)
監査室	(略)	監査室	(略)
(※) (略)		(※) (略)	
第3章 需要想定	(過去の需要実績と需要想定)の検証 第19条 (略) 2～3 (略) 4 本機関は、需要想定領について、前2項の結果等を踏まえ改正が必要であると認めるときは、毎年11月上旬までに改正した上で、会員に通知するとともに公表する。	第3章 需要想定	(需要想定及び需要想定要領の検証) 第19条 (略) 2～3 (略) 4 本機関は、前2項の結果や業務を通じて得られた知見等を踏まえ、需要想定要領の改正が必要であると認めるときは、評議員会の審議を経た上で、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定する。 5 本機関は、需要想定要領を改正した場合には、速やかに会員に通知するとともに公表する。 6 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の改正が必要と判断する場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。

現 行	変 更 案
<p>第4章 供給計画とりまとめ等</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び針及び第18条に定める需要想定要領等への適合性、第29条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときは、期限を示した上で供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。</p> <p>2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路及び変電所（以下「流通設備」という。）の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第31条第1号に該当し広域連系系統（第83条第3項第1号から第4号に定める流通設備をいう。以下同じ。）の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセス（第30条第2項に定める。）を開始する。</p> <p>(供給計画の取りまとめ・公表)</p> <p>第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令及び送配電等業務指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 供給計画とりまとめ等</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第18条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。</p> <p>2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路、変電所及び開閉所（以下「流通設備」という。）の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第31条第1項第1号に該当し広域連系系統（第83条第3項第1号から第4号に定める流通設備をいう。以下同じ。）の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセス（第30条第2項に定める。）を開始する。</p> <p>(供給計画の取りまとめ・公表)</p> <p>第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令及び送配電等業務指針で定めるところにより、これを取りまとめ、同指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本機関は、発電所の建設計画に係る情報のうち、一般電気事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般電気事業者たる会員に共有する。</p> <p>6 本機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</p>
<p>第5章 設備形成</p> <p>(広域系統整備の検討)</p> <p>第32条 本機関は、第24条第2項並びに前条第1項第1号及び第2号により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、前項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件又は前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方針との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定め</p>	<p>第5章 設備形成</p> <p>(広域系統整備の検討)</p> <p>第32条 本機関は、第24条第2項及び前条第1項により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始したときは、その旨及び広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定を経済産業大臣に報告するとともに、公表する。</p> <p>3 本機関は、第1項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方針との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定め</p>

現 行	変 更 案
<p>定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。</p> <p>3 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者（以下「検討提起者」という。）、受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。</p> <p>（受益者及び費用負担割合の決定）</p> <p>第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第2項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。</p> <p>（その他）</p> <p>第37条 本機関は、本章の業務の詳細について検討を行い、<u>送配電等業務指針の策定にあわせて、本章の見直しを行う。</u></p>	<p>び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。</p> <p>4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者の<u>意見又は前条第1項第3号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。</u></p> <p>（受益者及び費用負担割合の決定）</p> <p>第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。</p> <p>（本章の業務の詳細）</p> <p>第37条 本章の業務の詳細は、本章に定めるほか、<u>送配電等業務指針において定める。</u></p>
<p>第6章 系統アクセス</p> <p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、送電系統（一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路をいう。以下同じ。）への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定発電設備等設置場所 発電設備等（送電系統に連系しない設備を除く。）の出力の合計値が1万kW以上である発電設備等の設置場所</p> <p>（新設）</p> <p>三 発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であつて、特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討を希望する者</p> <p>（事前相談及び接続検討の申込みの受付）</p> <p>第40条 本機関は、<u>発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</u></p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討のうち、<u>発電設備等の新増設など送電系統への電力の流入が増加する案件については、前項にかかわらず、本機関に申</u></p>	<p>第6章 系統アクセス</p> <p>（系統アクセス業務の実施）</p> <p>第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、送電系統（一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路をいう。以下同じ。）への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検証及び回答等の業務を行う。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定発電設備等設置場所 発電設備等（送電系統に連系しない設備を除く。）の出力の合計値が1万キロワット以上である発電設備等の設置場所</p> <p>三 <u>発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であつて、事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者</u></p> <p>四 特定発電設備等系統連系希望者 発電設備等系統連系希望者のうち、<u>特定発電設備等設置場所に関する事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者</u></p> <p>（事前相談及び接続検討の申込みの受付）</p> <p>第40条 本機関は、<u>特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</u></p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討については、前項にかかわらず、本機関に申し込むこととする。</p>

現 行	変 更 案
<p>し込むこととする。</p> <p>3 本機関は、前2項の申込みの受付においては、送配電等業務指針に定める事項を記載した申込書類の提出を求める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事前相談の検討)</p> <p>第41条 本機関は、前条第3項により事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第3項に定める本機関から送電設備等系統連系希望者への回答期限の5営業日（第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。）前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電設備の熱容量や予想潮流</p> <p>二 送電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</p> <p>三 想定する連系点及び、送電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>(事前相談の回答)</p> <p>第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、送電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 想定する連系点から送電設備等設置場所までの直線距離</p> <p>2 前項で示す回答の他、送電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基つき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p> <p>3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として1か月以内に行う</p>	<p>3 本機関は、前2項の申込みを受け付けた場合は、第42条第3項又は第44条第2項に定める回答期限内の日を回答予定日として、特定送電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定送電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、特定送電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。</p> <p>5 本機関から依頼を受けて一般電気事業者たる会員が実施する事前相談の検討及び接続検討については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</p> <p>6 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般電気事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、本機関のウェブサイトににおいて公表する。</p> <p>(事前相談の検討)</p> <p>第41条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定送電設備等系統連系希望者への回答予定日の5営業日（第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。）前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流</p> <p>二 特定送電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</p> <p>三 想定する連系点及び、特定送電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>(事前相談の回答)</p> <p>第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、特定送電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 想定する連系点から特定送電設備等設置場所までの直線距離</p> <p>2 前項で示す回答の他、特定送電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基つき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p> <p>3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として1か月以内に行う</p>

現 行	変 更 案
<p>ものとし、1 か月を超えることが見込まれるときは、速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由等を説明する。</p> <p>(接続検討)</p> <p>第43条 本機関は、第40条第3項により接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行う。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第2項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 発電設備等系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～八 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の提出を受けたときは、第3項及び第4項に準じ確認等を行う。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(発電設備等系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 発電設備等系統連系希望者に必要な対策</p> <p>七～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付から原則として3か月以内に行うものとし、3か月を超えることが見込まれるときは、速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由等を説明する。</p> <p>(新設)</p>	<p>ものとする。</p> <p>(接続検討)</p> <p>第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一 特定発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 特定発電設備等系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～八 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、第3項及び第4項に準じ確認等を行う。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、特定発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(特定発電設備等系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 特定発電設備等系統連系希望者に必要な対策</p> <p>七～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による検討結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の</p>

現 行	変 更 案
	<p>各号に掲げる内容について回答書に含めるとともに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>二 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 第31条第1項第2号ウに基づき本機関に対して広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>三 特定発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合 近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の発電設備等系統連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）の対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセスの開始に至る手続</p>
	<p>（一般電気事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い）</p> <p>第44条の2 本機関は、一般電気事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般電気事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般電気事業者たる会員が発電設備等系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、発電設備等系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p>
	<p>（電源接続案件募集プロセス開始の申込み）</p> <p>第44条の3 発電設備等系統連系希望者は、本機関から電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希望するときは、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連系希望者が、第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合はこの限りではない。</p>
	<p>（電源接続案件募集プロセスの開始）</p> <p>第44条の4 本機関は、次の各号に掲げる場合を除き、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたときは、電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。</p> <p>二 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、本機関が、第31条第1項第1号に基づき計画策定プロセスを開始した場合（検討開始要件の適合性を検討中の場合を含む。）</p>
	<p>二 電源接続案件募集プロセスを開始することにより、進行中の他の計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスの進行に影響を及ぼすと、当該プロセスを主宰する本機関又は一般電気事業者たる会員が認めた場合</p> <p>三 接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申</p>

現 行	変 更 案
	<p><u>込みが行われ、当該送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合</u></p> <p>四 直近で同一の系統増強に関し電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず十分な応募が集まらなかった場合等、電源接続案件募集プロセスを開始したとしても、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスを完了するに足りる応募がなされる蓋然性が極めて低い場合</p> <p>2 本機関は、前項各号に該当する場合には、電源接続案件募集プロセスを開始しない理由を電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者へ速やかに説明しなければならぬ。</p> <p>(電源接続案件募集プロセスに関する接続検討)</p> <p>第44条の5 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者、及び、本機関が開始した電源接続案件募集プロセスに応募を希望する発電設備等系統連系希望者は、本機関又は一般電気事業者たる会員に対し、電源接続案件募集プロセスに関する接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の接続検討は、本機関又は一般電気事業者たる会員が受け付けた全ての電源接続案件の申込内容を前提に行う。</p> <p>(電源接続案件募集プロセスにおける入札手続等)</p> <p>第44条の6 本機関は、前条の接続検討の結果を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、入札等の公平性及び透明性の確保された手続に基づき、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者を決定する。</p> <p>(電源接続案件募集プロセスの期間)</p> <p>第44条の7 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。</p> <p>(電源接続案件募集プロセスの詳細)</p> <p>第44条の8 本章に定めるほか、電源接続案件募集プロセスの詳細については、送配電等業務指針に定めるところによる。</p> <p>(電源接続案件募集プロセスに関する情報管理)</p> <p>第44条の9 本機関及び一般電気事業者たる会員は、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者及び電源接続案件募集プロセスに応募した発電設備等系統連系希望者に関する情報管理を徹底しなければならない。</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が前条第1項により発電設備等系統連系希望者に回答を行った案件について、発電設備等系統連系希望者から契約申込みを受けた場合に、その申込みに伴う回答内容の確認)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が前条第1項により発電設備等系統連系希望者に回答を行った案件について、発電設備等系統連系希望者から契約申込みを受けた場合に、その申込みに伴う回答内容の確認)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が第44条第1項により特定発電設備等系統連系希望者に回答を行った案件について、特定発電設備等系統連系希望者から契約申込みを受けた場合に、その申込みに伴う回答内容の確認)</p>

現 行	変 更 案
<p>込みに対する検討結果が前条第1項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは<u>発電設備等系統連系希望者</u>側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに<u>発電設備等系統連系希望者</u>に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。</p> <p>(一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第46条 本機関は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>が一般電気事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該<u>発電設備等系統連系希望者</u>からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>場合、その申込みに対する検討結果が第44条第1項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。</p> <p>(一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第46条 本機関は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が一般電気事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>第7章 需給状況の監視</p> <p>(監視のための情報の取得)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出する他、一般電気事業者が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に提出する。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第7章 需給状況の監視</p> <p>(監視のための情報の取得)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出する他、一般電気事業者が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に提出する。</p> <p>二 (略)</p>

別表7-1 供給区域の需給に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月)	週間計画 (翌週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月 25日	毎週 木曜日	毎日(※) 17時30分	随時
提出内容	各月の 最大時需 要電力	各週の 最大時需 要電力	日別の 最大時需 要電力	翌日の 最大時需 要電力と 予想時 刻 最小時需 要電力と 予想時 刻	当日の 最大時需 要電力と 予想時 刻 最小時需 要電力と 予想時 刻
供給区域 需給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力に 対する 供給電力	需給電力に 対する 供給電力

(※) (略)

別表7-1 供給区域の需給に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、 <u>翌々月</u>)	週間計画 (翌週、 <u>翌々週</u>)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月 25日	毎週 木曜日	毎日(※) 17時30分	随時
提出内容	各月の 最大時需 要電力	各週の 最大時需 要電力	日別の 最大時需 要電力	翌日の 最大時需 要電力と 予想時 刻 最小時需 要電力と 予想時 刻	当日の 最大時需 要電力と 予想時 刻 最小時需 要電力と 予想時 刻
供給区域 需給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力 に対する 供給電力	需給電力に 対する 供給電力	需給電力に 対する 供給電力

(※) (略)

現 行	変 更 案
<p>第8章 需給状況の悪化時の指示等</p> <p>(需給ひっ迫時の指示又は要請)</p> <p>第53条 本機関は、第7章の監視により、特定の供給区域又は全国の予備力が不足する、又は不足するおそれがある場合（以下「需給ひっ迫」という。）において、当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、前条第1号から第4号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8章 需給状況の悪化時の指示等</p> <p>(需給ひっ迫時の指示又は要請)</p> <p>第53条 本機関は、第7章の監視により、特定の供給区域又は全国の予備力が不足する場合（以下「需給ひっ迫」という。）又は需給ひっ迫のおそれがある場合において、当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、前条第1号から第4号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指示の公表)</p> <p>第58条の2 本機関は、会員に対し、法第28条の4第1項に基づく指示を実施したときは、これを速やかに公表する。</p> <p>(本機関の指示を受けた会員の託送利用に関する契約)</p> <p>第59条の2 一般電気事業者たる会員と他の会員（但し、卸電気事業者たる会員を除く。）は、本機関の指示に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>第9章 地域間連系線の管理</p> <p>(空容量の公表)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項にかかわらず、関連一般電気事業者が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本機関は、通知された空容量の確認を行う。</p> <p>(連系線の計画潮流)</p> <p>第66条 本機関は、次の各号に定める手順により連系線の計画潮流の管理を行う。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9章 地域間連系線の管理</p> <p>(空容量の公表)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項にかかわらず、関連一般電気事業者（第66条に定める。）が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本機関は、通知された空容量の確認を行う。</p> <p>(連系線の計画潮流)</p> <p>第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者（以下、本条及び次条において「発電事業者等」という。）が、連系線の利用を希望する場合、別表9-4に定める長期計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、発電事業者等が供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計画の更新を行うものとする。</p>

現 行	変 更 案
<p>(登録時刻の扱い)</p> <p>第67条 本機関は、連系線の希望計画に係る発電設備等の接続検討が事前に完了し、かつ、需要が確保されていること（受給までの期間が1年を超え、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる需要確保の計画を含む。）が確認できなかつたとき、また申込み時の提出データに欠損あるいは内容の不備があつたときは、前条第1項第2号の登録時刻を取り消すことができる。（新設）</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する</p> <p>4 (略)</p>	<p>(登録時刻及び容量登録の扱い)</p> <p>第67条 本機関は、次の各号に掲げる場合は、前条第1項第2号の登録時刻を取り消し、第1項第4号の容量登録を行わない。</p> <p>二 連系線の希望計画に係る発電設備等の接続検討（低圧電線連系の発電設備においては、契約申込み）が事前に完了していることが確認できなかつたとき</p> <p>三 希望計画又は利用計画に対応する需要が確保されることが確認できなかつたとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。</p> <p>ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超え、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる需要の確保に関する計画がある場合</p> <p>イ 供給先が確保できていない発電事業者等（以下「供給先未定発電事業者等」という。）から提出された希望計画又は利用計画であつて、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認めると認める資料（以下「計画書等」という。）又は連系線利用者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</p> <p>三 申込み時の提出データに欠損あるいは内容の不備があつたとき</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(計画書等の提出)</p> <p>第67条の2 供給先未定発電事業者等は、希望計画の提出又は利用計画の更新をしようとする場合には、次の各号に掲げる書類を作成し、本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 経済産業省令に準じた計画書等（但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により希望計画又は利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。）</p> <p>二 その他本機関が必要とする書類</p> <p>2 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならぬ。</p> <p>(利用計画の承継)</p> <p>第67条の3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先を確保した場合には、次の各号の手順に基づき、当該供給先未定発電事業者等が有する利用計画の全部又は一部を、当該供給先に承継することができる。</p> <p>二 供給先未定発電事業者等の供給先は、利用計画の全部又は一部の承継を希望する場合は、第66条第1号に準じて希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</p> <p>三 供給先未定発電事業者等は、利用計画の全部又は一部を承継させる場合は、第70条に準じ</p>

て利用計画の変更を行い、併せて前号の供給先へ利用計画を承継する旨を本機関に通知する。
 三 本機関は、前各号による希望計画の提出及び利用計画の変更を受けた場合において、利用計画の承継が確認できたときは、第66条第1項第2号に準じて当該希望計画の時刻登録を行う。

(連系線の計画潮流の更新)

第69条 (略)

一 (略)

二 各関連一般電気事業者は、前項で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整（年間計画及び月間計画の更新のときに限る。）や第72条に定める混雑処理などを経て調整し、その調整後の利用計画を、当該計画を提出した連系線利用者に通知する。

三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画（長期計画、年間計画及び月間計画については、前項の調整を反映した計画とする。）を、別表9-4に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。

四 各関連一般電気事業者は、前項で提出を受けた計画について、別表9-4に定める利用計画更新期限までに、第72条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。

2～5 (略)

別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由

受付期間 (※1)	連系線利用計画の変更が可能な事由
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 受給日の前日17時以降の通告値運用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避免な変更 (※2) ・ 系統運用上必然的な変更 (※3) ・ 発電トラブールによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更により、需給バランス、同時同量等によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする

(※1) (略)

(※2) 送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更

・ 第72条に定める混雑処理に伴う変更

・ 第78条第3項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更

・ 自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更

(※3) (略)

(連系線の計画潮流の更新)

第69条 (略)

一 (略)

二 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整（年間計画及び月間計画の更新のときに限る。）を行う。

三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画（長期計画、年間計画及び月間計画については、前号の調整を反映した計画とする。）を、別表9-4に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。

四 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、別表9-4に定める利用計画更新期限までに、第72条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。

2～5 (略)

別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由

受付期間 (※1)	連系線利用計画の変更が可能な事由
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 受給日の前日17時以降の通告値運用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避免な変更 (※2) ・ 系統運用上必然的な変更 (※3) ・ 発電トラブールによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更により、需給バランス、同時同量等によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする

(※1) (略)

(※2) 送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更

・ 第72条に定める混雑処理に伴う変更

・ 第78条第4項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更

・ 自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更

(※3) (略)

現 行	変 更 案
<p>(混雑処理)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画を有する連系線利用者へ<u>関連一般電気事業者を經由して</u>通知する。通知を受けた連系線利用者は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第70条により本機関に提出する。</p> <p>二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系線利用者に関連一般電気事業者を<u>經由して</u>通知する。</p> <p>三 (略)</p> <p>(連系線の利用計画の審査)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(混雑処理)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画を有する連系線利用者及び<u>関連一般電気事業者に</u>通知する。通知を受けた連系線利用者は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第70条により本機関に提出する。</p> <p>二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系線利用者及び<u>関連一般電気事業者に</u>通知する。</p> <p>三 (略)</p> <p>(連系線の利用計画の審査)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>供給先未定発電事業者等の連系線の利用計画の妥当性を審査する。</u></p> <p>二 本機関は、<u>供給先未定発電事業者等の連系線の利用計画と当該供給先未定発電事業者等が第67条の2に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先の確保の状況を確認する。</u></p> <p>三 本機関は、<u>計画書等の内容、供給先の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。</u>この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、<u>利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>三 本機関は、<u>前各号により供給先未定発電事業者等の利用計画が妥当でない</u>と認めるとき、<u>又は供給先未定発電事業者等が有する利用計画の供給先を確保できなかつた場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。</u></p>
<p>(マージンの利用)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 第66条、第69条及び第70条の規定は、<u>前項の場合に準用する。</u>この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「<u>利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料</u>」と読み替えるものとする。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、<u>マージンを利用することを考慮して行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p>	<p>(マージンの利用)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項第3号にかかわらず、本機関は、<u>連系線利用申込者の供給先の供給区域において、当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超える量の代替供給力がある場合は、マージンの一部を利用することを認める。</u></p> <p>3 第66条、第69条及び第70条の規定は、<u>前2項の場合に準用する。</u>この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「<u>利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料</u>」と読み替えるものとする。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、<u>マージンを利用することを考慮して行うものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p>

現 行	変 更 案
<p>る計画（以下「作業停止計画」という。）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の停止計画であって、一般電気事業者たる会員により、支障なく発電設備の停止計画との整合性が確保されたもの（以下「調整対象外作業停止計画」という。）についてはこの限りではない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>という。）について、広域連系系統（第3項に定める。以下、本章において同じ。）に関する作業停止計画の取りまとめを行う。</p> <p>2 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表10-1に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整を行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の作業停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整により、支障なく発電設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの（以下「調整対象外作業停止計画」という。）についてはこの限りではない。</p> <p>3 本機関が作業停止計画の取りまとめを行う広域連系系統は、次の各号に定める流通設備とする。但し、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは、第2号及び第3号については最上位電圧の送電線及び母線に限り、第4号の変圧器については対象外とする。</p> <p>二 連系線</p> <p>三 最上位電圧から2階級の送電線</p> <p>三 最上位電圧から2階級の母線</p> <p>四 最上位電圧から2階級を連系する変圧器</p> <p>五 その他連系線の運用容量に影響を与える流通設備</p> <p>（作業停止計画の原案の提出、共有）</p> <p>第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。</p> <p>一 会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検、修繕等の作業を実施するため広域連系系統又は発電設備を停止しようとするときは、別表10-2で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第2項にかかわらず、本機関は、別表1-1-1(f)に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>（作業停止計画の原案の提出、共有）</p> <p>第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。</p> <p>一 会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検、修繕等の作業を実施するため広域連系系統又は発電設備を停止しようとするときは、別表10-2で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第1項及び第2項にかかわらず、次の各号の定めに基づき、作業停止計画の原案を受け、これを共有する（第86条第1項及び第88条第2項において同じ。）。</p> <p>二 本条第1項各号の「発電設備」を「広域連系系統に連系する発電設備その他当該一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が作業停止計画を把握している発電設備」と読み替えて、適用する。</p> <p>三 本機関は、別表11-1(f)に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</p>	<p>（作業停止計画の原案の提出、共有）</p> <p>第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。</p> <p>一 会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検、修繕等の作業を実施するため広域連系系統若しくは発電設備を停止しようとするときは又は当該作業により広域連系系統の運用に制約が生じるときは、別表10-2で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項に定めるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項及び第2項にかかわらず、次の各号の定めに基づき、作業停止計画の原案を受け、これを共有する（第86条第1項及び第88条第2項において同じ。）。</p> <p>二 本条第1項各号の「発電設備」を「広域連系系統に連系する発電設備その他当該一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が作業停止計画を把握している発電設備」と読み替えて、適用する。</p> <p>三 本機関は、別表11-1(f)に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</p>

現 行	変 更 案												
<p>第11章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を本機関に提供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の項目</th> <th style="text-align: center;">公表時期 (更新周期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(a)~(h) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) ~ (※5) (略)</p>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)~(h) (略)		(新設)		<p>第11章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、<u>遅滞なく本機関に提供しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の項目</th> <th style="text-align: center;">公表時期 (更新周期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(a)~(h) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容 (<u>交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約</u>)</td> <td style="text-align: center;">都度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) ~ (※5) (略)</p> <p>第12章 需要家スイッチング支援</p> <p>(システム利用に関する遵守事項の検討)</p> <p>第93条の2 本機関は、<u>前条第1項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、取りまとめた結果を公表する。</u></p> <p>2 <u>前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。</u></p>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)~(h) (略)		(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容 (<u>交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約</u>)	都度
情報の項目	公表時期 (更新周期)												
(a)~(h) (略)													
(新設)													
情報の項目	公表時期 (更新周期)												
(a)~(h) (略)													
(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容 (<u>交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、 その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約</u>)	都度												
<p>第11章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を本機関に提供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表11-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の項目</th> <th style="text-align: center;">公表時期 (更新周期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(a)~(h) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) ~ (※5) (略)</p> <p>第12章 需要家スイッチング支援</p> <p>(新設)</p>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)~(h) (略)		(新設)		<p>第12章 需要家スイッチング支援</p> <p>(システム利用に関する遵守事項の検討)</p> <p>第93条の2 本機関は、<u>前条第1項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、取りまとめた結果を公表する。</u></p> <p>2 <u>前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。</u></p>						
情報の項目	公表時期 (更新周期)												
(a)~(h) (略)													
(新設)													

現 行	変 更 案
<p>第15章 指導・勧告 (指導・勧告の実施) 第100条 (略) 一～六 (略) (新設) 七 (略) 2 (略)</p>	<p>第15章 指導・勧告 (指導・勧告の実施) 第100条 (略) 一～六 (略) 七 <u>電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき</u> 八 (略) 2 (略)</p>
<p>第16章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第101条 (略) 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績 二 (略)</p>	<p>第16章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第101条 (略) 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、<u>電圧変動、</u>停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績 二 (略)</p> <p><u>(予備力及び調整力の適切な水準等の検討)</u></p> <p>第101条の2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力(一般電気事業者の送配電部門が、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力をいう。)の適切な水準等について検討を行う。</p> <p>2 前項において、本機関は電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行までに検討の過程と結果を会員に通知するとともに公表する。</p> <p>3 本機関は、本条に規定する予備力と調整力の適切な水準について、毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>4 本機関は、前項における評価と検証及び必要に応じた見直しの内容について、前条で定める報告書においてとりまとめ公表する。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第19章 情報通信技術の活用支援 (電子情報を交換するための標準規格の策定) 第105条の2 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者(以下、本章において「系統利用者」という。)の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。 3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。</p>

現 行	変 更 案
<p>第19章 雑則</p>	<p>第20章 雑則</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、<u>経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p>(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画における経過期間の扱い)</p> <p>第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画の取扱いについては、<u>経済産業省令の定め</u>に拠る。</p> <p>(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</p> <p>第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、<u>接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことが</u>できるものとする。</p> <p>(計画書等の受付開始)</p> <p>第4条 本機関は、<u>本規程第67条の2に基づき計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。</u></p>	<p>第1条 本規程は、<u>経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p>(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画における経過期間の扱い)</p> <p>第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画の取扱いについては、<u>経済産業省令の定め</u>に拠る。</p> <p>(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</p> <p>第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、<u>接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことが</u>できるものとする。</p> <p>(計画書等の受付開始)</p> <p>第4条 本機関は、<u>本規程第67条の2に基づき計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。</u></p>

第4号議案 監事1名選任の件

監事1名を選任したいと存じます。監事候補者は次のとおりです。

監事（非常勤）候補者

氏名	現職
高木 佳子 (たかぎ よしこ)	T & T パートナース法律事務所 弁護士

【参考事項】 監事候補者1名の略歴等

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
高木 佳子 (70歳)	<p>【最終出身校】 昭和43年 3月 一橋大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 昭和45年 4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生(24期) 昭和47年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 昭和47年 4月 星二良法律事務所入所 昭和52年 4月 同パートナー就任 平成10年10月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) にパートナーとして参加 平成14年 7月ー平成17年 3月 内閣府・情報公開審査会(現 内閣府・情報公開・個人 情報保護審査会) 委員 平成17年 4月ー平成18年 3月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成21年 1月 高木佳子法律事務所(現 T & T パートナース法律事 務所) 開設 平成22年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会会長 平成26年 6月 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 理事 (現在)</p>

第5号議案 本総会にて承認された事業計画・予算及び業務規程の修正等に関する委任の件

本総会の決議事項にて承認された事業計画・予算及び業務規程については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任して頂きたく存じます。

以上

電力広域的運営推進機関 御中

議決権行使書

平成27年 月 日

所在地

名 称

当社は、平成27年4月9日に開催される電力広域的運営推進機関第1回通常総会における各議案の原案に対して、下記（賛否を○で表明）のとおり議決権を行使します。

記

第1号議案		第2号議案		第3号議案		第4号議案		第5号議案	
賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否

※議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したとみなされます(定款第23条第8項)。

広域的運営推進機関設立準備組合が平成27年3月に発送した「電力広域的運営推進機関第1回通常総会のご案内及び委任状提出のお願い」に基づき、「委任状兼調査票」を既にご提出頂いた会員の皆様は、「議決権行使書」をご提出いただく必要はございません。

電力広域的運営推進機関 御中

資本関係調査票

平成27年 月 日

所在地 _____

名 称 _____

当社の電気事業者^{*1}たる親子会社又はグループ会社^{*2}に該当する会社として、下記の会社がございますので、ご報告いたします。

記

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

※1 電気事業法で定める一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいいます。

※2 親子会社・グループ会社とは、議決権の保有又は被保有比率50%超の会社のみを指します。

広域的運営推進機関設立準備組合が平成27年3月に発送した「電力広域的運営推進機関第1回通常総会のご案内及び委任状提出のお願い」に基づき、「委任状兼調査票」を既にご提出頂いた会員の皆様は、「資本関係調査票」をご提出いただく必要はございません。

平成27年4月1日

電気事業者 発電設備設置者 各位

東京都千代田区神田神保町三丁目5番地
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

拡大会議のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の拡大会議を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本機関は、定款の定めや電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部改正等を受け、事業計画や予算の決定、業務規程の変更等の決議を行う第1回通常総会（以下「本通常総会」といいます。）を平成27年4月9日（木曜日）に開催する予定ですが、本通常総会の決議事項は、本機関の成立時の会員である電気事業者様のほか、全ての電力系統利用者様にも関連するものとなります。そこで、本機関といたしましては、拡大会議を開催し、本通常総会の決議事項につき、電気事業者様のほか、発電設備設置者様のご意見も頂戴したいと考えております。

つきましては、後記の拡大会議の開催日時等をご確認頂き、拡大会議にご出席賜れば幸いに存じます。また、拡大会議へのご出席が難しい場合であっても、本通常総会の決議事項等についてご意見があるときは、本機関までご連絡ください（本機関の問合せ先は2頁に記載しておりますので、ご参照ください）。

なお、本機関の会員である電気事業者様には、別途「第1回通常総会招集のご通知」を郵送しておりますので、そちらもあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

<注意事項>

- ・ 拡大会議の議案（原案）の内容につきましては、本機関ホームページをご確認ください。
- ・ 本機関の会員である電気事業者様は、「第1回通常総会招集のご通知」の内容も必ずご確認ください。
- ・ 本機関成立日（本書発送日）から拡大会議の開催日までの日数が限られていることから、広域的運営推進機関設立準備組合より事前（平成27年3月）に拡大会議の開催のご案内をさせていただいておりますが、本書をもって正式に拡大会議のご連絡をさせていただいた次第です。

記

- 1 日 時 平成27年4月9日（木曜日）10時30分
（受付開始時刻は10時00分を予定しております）
- 2 場 所 東京都大田区蒲田五丁目37番3号
大田区民ホール・アプリコ 大ホール
- 3 内 容
- (1) 議案
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件 |
| 第2号議案 | 電力広域的運営推進機関における事業計画の決定の件 |
| 第3号議案 | 電力広域的運営推進機関における予算の決定の件 |
| 第4号議案 | 電力広域的運営推進機関における業務規程一部変更の件 |
| 第5号議案 | 電力広域的運営推進機関における監事1名選任の件 |
| 第6号議案 | 電力広域的運営推進機関における本総会にて承認された事業計画・予算及び業務規程の修正等に関する委任の件 |
- (2) 報告事項
- 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針の策定

※ 議案及び報告事項につきましては、本機関ウェブサイト (<http://www.occto.or.jp>) の「トピックス」をご参照ください。

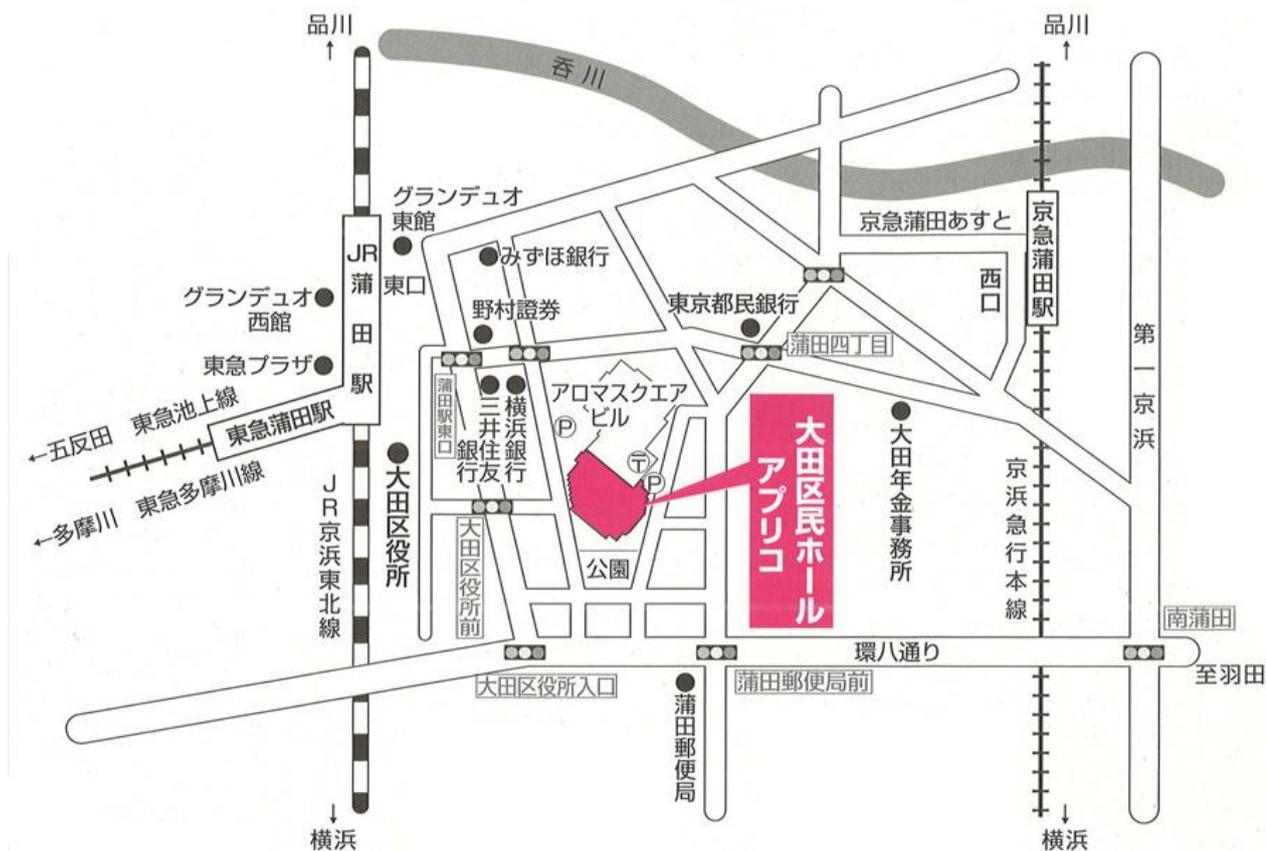
4 その他

拡大会議にご出席の際は、お手数をおかけいたしますが、出席者様（代表者1名）の名刺を会場受付にご提出ください。

以上

<本件に関する問合せ先> 電力広域的運営推進機関 03-6632-0910 (代表)

<拡大会議会場ご案内>



- JR 京浜東北線 東急多摩川線・池上線 蒲田駅東口 ～ 徒歩約 3 分
 - 京浜急行線 京急蒲田駅 ～ 徒歩約 7 分
 - 東京国際空港（羽田）～ 京浜急行バス 16 番乗り場蒲田行き 終点降りてスグ
- ※駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください。